

事 務 連 絡  
平成20年 3 月 1 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(中国産鶏肉及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年9月21日付け食安輸発第0921001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、中国産冷凍チキンカツにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、フラルタドンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

中国産鶏肉及びその加工品

2 検査項目及び検査頻度

- (1) THE SECOND PLANT OF SHANDONG KAIJIA FOOD CO., LTD. が製造した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、フラルタドンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、フラルタドンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）チキンカツ
2. 生 産 国：中国
3. 製 造 者：THE SECOND PLANT OF SHANDONG KAIJIA FOOD CO., LTD.
4. 検査結果：フラルタドン（AMOZとして）0.005ppm（基準：不検出）
5. 検 疫 所：神戸検疫所（届出受付番号：第65006109000号1欄）
6. 輸 入 者：山青貿易株式会社